STOP! ネット犯罪

知ってますか？ネットにまつわる犯罪

実際にあった事件ファイル1 被害事例

CASE 1 悩み相談から…誘拐された

女子中学生（14歳）はSNSで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「慰めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。

STOP! インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながることがあります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。

未成年者誘拐被害

CASE 2 自画撮り被害に注意

女子小学生（9歳）は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。

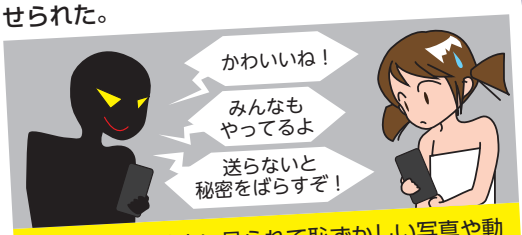

STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

児童ポルノ製造被害

実際にあった事件ファイル2 非行事例

CASE 1 ネットの中傷で逮捕

少年（18歳）は、1年以上にわたりSNSに男子高校生（18歳）を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自ら命を絶ち、少年は逮捕された。

STOP! たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、命にかかわるような重大な事態に陥ることになります。

名誉毀損
（3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金）

CASE 2 いたずらしようと思って

少年ら（14～19歳）は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。

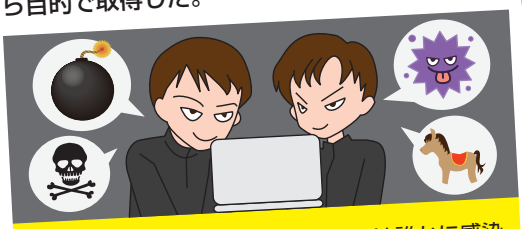

STOP! コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

不正指令電磁的記録取得
（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）

島根県・島根県教育委員会・島根県警察本部・青少年育成島根県民会議

子供をネット・スマホの危険から守るために

家庭のルールをつくりましょう

SNSの利用をきっかけに子供が犯罪やトラブルの当事者になるケースが増えています。
子供が犯罪やトラブルに巻き込まれないためには、大人がスマートフォン等インターネットに接続できる機器を適切に管理し、見守っていくことが必要です。

家庭のルールをつくろう！

家族で話し合ってルールを決めることで、大人も子供もインターネットに対する理解が深まります。

POINT 1 一方的に押し付けるのではなく、よく話し合い、お互いに納得できる内容にしましょう。

POINT 2 「いつまで」「どのくらい」等、具体的で子供が守れる内容にしましょう。

POINT 3 子供の成長や生活リズムの変化に合わせ、ルールの内容を見直し、更新しましょう。

▶ルールの例

- □ 使用できるのは１日＿＿＿分まで。
- □ 人の悪口や個人情報を書き込まない。
- □ 知らない人とメッセージのやり取りをしない。
- □ 自分の部屋には持ち込まない。

わが家のスマホ・ネットルール

①

②

③

④

⑤

この約束を家族みんなで守ります。

年　　月　　日

サイン

相談窓口

困ったときや、トラブルに巻き込まれたと思ったときは、警察に相談しよう

みこぴーくん

相談機関	部　署	電話番号	受付時間	相談受理内容種別
島根県警察本部	警察相談専用電話	#9110 または 0852-31-9110	平日 8:30～17:15（土日祝日年末年始および時間外は当直員が対応します）	オークション詐欺、ワンクリック詐欺等ネット犯罪に関する相談
		ヤングテレフォン／けいさつ・いじめ110番 0120-786-719		ネットいじめ等、子供・保護者の悩みや困り事
島根県教育委員会	いじめ相談テレフォン 24時間子供SOSダイヤル	0120-779-110 0120-0-78310	24時間	（インターネット利用を含む）いじめ等
島根県消費者センター		0852-32-5916	日～金曜 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く） 日曜は電話相談のみ（12時～13時は休み）	インターネットを利用した通信販売等、様々な契約のトラブル
	石見地区相談室	0856-23-3657	月～金曜 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）（12時～13時は休み）	
	消費者ホットライン	局番なしの188	音声ガイダンスに従ってご利用ください（最寄りの消費生活センター等につながります）	